

特定非営利活動法人 ふらいおん 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふらいおんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、様々な事情で学習塾に通えず、学校以外で学びの機会を得ることができない子どもや、家庭での学習サポートが不十分で周囲よりも勉強が遅れてしまった子どもなどを支援するため、無料塾や居場所を提供し子どもを対象に学習の機会・サービスを提供する事業を行うことに加え、インターネットを活用して教育に関するサービスを提供する事業を行い、子どもや保護者、教育関係者に対して有益な情報を提供し、社会教育を推進させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 無料塾及び居場所作り事業
 - ② 社会福祉に関するオンラインサービス提供事業
 - ③ ①と②に附帯関連する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。総会において平等な議決権を持つ。

(2) サポート会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。総会における議決権を持たない。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込方法により、代表に

- 申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金)

- 第8条 会員は、幹部会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 学校教育法及び各学校の設置基準等によって定義される高等専門学校、短期大学、大学及び大学院などの高等教育機関で学ぶ者は、入会金の納入を免除する。
- 3 入会しようとする者の経済状況を考慮する場合に限り、代表が別に定める基準により判断し、入会金の納入を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 公序良俗に反する行為を行ったとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 幹部役員 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 幹部役員は法上の理事とする。
- 3 幹部役員のうち、1人を代表、1人以上2人以下を副代表とする。

(選任等)

- 第13条 幹部役員及び監事は、総会において選任する。
- 2 代表及び副代表は、幹部役員の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、幹部役員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表及び副代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表及び副代表以外の幹部役員は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 幹部役員は、幹部会を構成し、この定款の定め及び幹部会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 幹部役員の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 幹部役員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、幹部役員に意見を述べ、もしくは幹部会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 幹部役員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 公序良俗に反する行為を行ったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 幹部会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者の3分の1以上の賛成があった場合は議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 代表又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 幹部会

(構成)

第30条 幹部会は、幹部役員をもって構成する。

(権能)

第31条 幹部会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 幹部会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 幹部役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 幹部会は、代表が招集する。

- 2 代表は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に幹部会を招集しなければならない。
- 3 幹部会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 幹部会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 幹部会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 幹部会の議事は、幹部役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各幹部役員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため幹部会に出席できない幹部役員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した幹部役員は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、幹部会に出席したものみなす。
- 4 幹部会の議決について、特別の利害関係を有する幹部役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 幹部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 幹部役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、幹部会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、幹部会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 藤川 了

代表	濱地 真代
副代表	野田 風馬
監事	目崎 敦也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。

6 この法人設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 正会員入会金 | 10,000円 |
| 会費 | 0円 |
| (2) サポート会員入会金 | 0円 |
| 会費 | 0円 |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 ふらいおん

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有 無
幹部役員	はまじ まよ 濱地 真代		無
幹部役員	のだ ふうま 野田 風馬		無
幹部役員	いのうえ ひろたか 井上 裕貴		無
幹部役員	こだま ゆうき 児玉 祐葵		無
監 事	こみや たかゆき 小宮 位之		無